

特定健康診査等実施計画

出版健康保険組合

平成 25 年 4 月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者および被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）およびその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査および特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査および特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、5 年ごとに 5 年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとし、平成 25 年 4 月から第二期計画策定を行う。

出版健康保険組合の現状

当健保組合は、出版または出版物の卸販売を主たる業とする事業所並びにこれに附帯する業務を遂行するために併設された用紙、印刷、製本、広告、運輸等に関する事業所が加入している健保組合である。

平成 23 年度末の事業所数は 1,365 社で、全国都道府県に所在するが、約 9 割が東京に所在している。ただし、支店や営業所は全国に点在しており、東京近郊に在勤・在住している被保険者および被扶養者は 8 割、それ以外の方が 2 割程度である。

加入事業所は中小規模事業所が多く、被保険者 50 名未満の事業所が全体の約 8 割を占めている。1 事業所あたりの平均被保険者数は、約 52 名。

当健保組合に加入している被保険者は平均年齢が 44.7 歳で、男性が全体の 61% を占める。

健康診断については、当組合の健康管理センター内健診および健診委託機関における出張健診・施設健診を行っている。

※ 健康管理センター所在地は、東京都千代田区神田駿河台 1 - 7（出版健保組合と同じ）
健康診断に関する業務に携わる職員は、医師・保健師・看護師・管理栄養士・検査技師等で常勤 20 名、非常勤で 21 名（事務職を除く）

契約医療機関は、被保険者 27 都道府県で 216 機関、被扶養者 27 都道府県 223 機関である。また、償還払いによる補助金制度での受診も奨励している。

平成 23 年度の健診実施人数は、健康管理センターで 12,990 名、委託機関で被保険者 46,490 名、被扶養者 8,331 名、補助金（償還払）で被保険者 4,231 名、被扶養者 523 名の計 72,565 名（内訳：被保険者 63,711 名、被扶養者 8,854 名）となっており、93.5% が健康管理センター又は委託機関で受診している。

また、40 歳以上の被保険者を対象とする平成 23 年度の間人ドック受診者は、3,615 名で人間ドックを含めた被保険者健診の受診率は 83.3%、家族健康診断の受診率は 36.9% となっている。

第 1 期計画期間における実施状況や評価を踏まえた第 2 期計画策定

平成 20 年度から 23 年度の特定保健指導実施件数は、419 件から 2.7 倍の 1,135 件となった。実施率では 6.1%から 16.1%と推移し毎年確実に増加している。

平成 20 年度メタボリックシンドロームおよびその予備軍は全体の 28.3%を占めていたが、平成 23 年度には 24.9%まで下がった。3 年間で 3.4%減少の成果は特定保健指導のみならず、出版業界が情報に敏感で自らが脱メタボに取り組んだとも推測される。

健診と保健指導セットで当日初回面談の流れが事業効率を高める近道であるが、現状は厳しいところである。第 2 期のスタートにあたり、医療費の分析を行い優先順位とターゲットを絞った保健指導を効果的に実施する。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

被保険者の健診受診率は人間ドックを含め 80%を超えており、この受診率の維持、向上に努めるが、特定健診の受診率向上のためには、被扶養者の受診増が必至である。被扶養者への案内は従来どおりダイレクトメールにより行い、平成 25 年度から特定健診項目に特化した時間的・身体的負担の少ない健診コースを再編成し、受診し易くすることで特定健診受診率の向上に資する。

3 事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業主健診を兼ねて実施していたことから、今後も当健保組合が主体となつて行う（委託を含む）。

事業主が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業主から受領する。健診費用は、事業主が負担する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成 29 年度における特定健康診査の実施率を 85.0%とする。(国の基本指針が示す保険者種別目標に即して設定)

この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	保険者種別目標
被保険者	85	87	89	91	93	—
被扶養者	50	55	60	63	66	—
被保険者＋被扶養者	74.2	77.2	80.3	82.7	85.0	85.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成 29 年度における特定保健指導の実施率 30.0%とする。(国の基本指針が示す保険者種別目標に即して設定)

この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

(被保険者＋被扶養者) (人)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	保険者種別目標
40 歳～74 歳対象者 (人)	53,643	58,225	62,926	67,214	71,538	—
特定保健指導対象者数 (推計)	13,357	14,498	15,668	16,737	17,813	—
実施率 (％)	22	24	26	28	30	30.0
実施者数	2,938	3,479	4,073	4,686	5,344	—

東京の近隣地域については当組合健康管理センターにおいて、または当組合保健師が向いて行う。また、健診委託機関で保健指導が実施可能な場合は委託し、それ以外の場合は保健指導のみを実施する機関に委託する。

今後は、遠隔地の者についても保健指導ができるように、委託先を増やしていく。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成 29 年度において、平成 20 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率を 25%以上とする。(国の基本指針が示す全国目標を踏まえて設定)

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

① 特定健康診査

被保険者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	9,700	9,800	9,900	10,000	10,100
40歳～74歳対象者	40,276	42,575	44,879	47,090	49,237
合計	49,976	52,375	54,779	57,090	59,337
目標実施率(%)	85.0	87.0	89.0	91.0	93.0
目標実施者数	42,480	45,566	48,753	51,952	55,183

被扶養者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	22,325	23,016	23,622	24,226	24,781
40歳～74歳対象者	0	0	0	0	0
合計	22,325	23,016	23,622	24,226	24,781
目標実施率(%)	50.0	55.0	60.0	63.0	66.0
目標実施者数	11,163	12,659	14,173	15,262	16,355

被保険者＋被扶養者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	32,025	32,816	33,522	34,226	34,881
40歳～74歳対象者	40,276	42,575	44,879	47,090	49,237
合計	72,301	75,391	78,401	81,316	84,118
目標実施率(%)	74.2	77.2	80.3	82.7	85.0
目標実施者数	53,643	58,225	62,926	67,214	71,538

* 対象者数とは事業主健診の受診者等を除外した保険者として実施すべき数(特退・任継・被扶養者)

* 40歳～74歳対象者は保険者で実施せず他(事業主等)からデータを受領する数を加算

② 特定保健指導

被保険者＋被扶養者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳～74歳対象者	53,643	58,225	62,926	67,214	71,538
動機付け支援対象者	7,188	7,802	8,432	9,007	9,586
実施率(%)	22.0	24.0	26.0	28.0	30.0
実施者数	1,581	1,872	2,192	2,522	2,876
積極的支援対象者	6,169	6,696	7,236	7,730	8,227
実施率(%)	22.0	24.0	26.0	28.0	30.0
実施者数	1,357	1,607	1,881	2,164	2,468
保健指導対象者計	13,357	14,498	15,668	16,737	17,813
実施率(%)	22.0	24.0	26.0	28.0	30.0
実施者数	2,938	3,479	4,073	4,686	5,344

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、当健保組合健康管理センターと健診委託機関に委託して行う。

特定保健指導は、当健保組合健康管理センターおよび大阪支部で行う他、保健指導実施可能な機関に委託する。

(2) 実施項目

従来より実施している40歳以上の被保険者を対象とした成人病健診および人間ドックを、さらに35歳以上の被扶養者を対象とした家族健診を、特定健診の法定項目を網羅した内容で継続して実施する。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

被保険者は健康管理センターおよび健診委託機関で実施し、被扶養者については健診委託機関において実施する。また、被保険者および被扶養者共に償還払い（補助金）による受診も奨励する。

イ 特定保健指導

被保険者・被扶養者が健康管理センターで実施する場合以外は、健診委託機関で実施可能な場合は随時契約を締結し、実施不可な健診委託機関または償還払い（補助金）による健診受診者については、株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアと委託契約を締結し実施する。

(5) 受診方法

被保険者は、事業所健康管理責任者を通じて、当健康管理センター又は委託機関において受診を希望する日時を登録したうえで、特定健診又は、特定保健指導を受ける。

被扶養者は、健診委託機関等で家族健診（特定健診を含む）を受診し、当健康管理センターおよび保健指導委託機関で特定保健指導を受ける。

受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関誌等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から電子データまたは紙ベースによる結果を随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データまたは紙ベースによる結果表で受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、10年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、被保険者を優先して行う。また、効果の面からは、40歳代の者から優先して選出する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、出版健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合および委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、事務長とする。またデータの利用者は当組合健康管理センター職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、機関誌やホームページに掲載し、公表・周知する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年見直しを検討する。

また、平成27年度に2年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。